

# 赤外線放射温度計およびサーマルイメージカメラに関するお知らせ

令和2年2月27日

最近、新型コロナウイルス感染症の報道などにより、赤外線放射温度計のお問合せが増えております。特に、ヒトに対する体温測定ができるかどうかのお問合せを数多くいただいております。このようなお問合せについて以下のようにお知らせいたします。

1. 体温を測定する機器は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(薬機法)」で定める体温計を使用しなければいけません。弊社を含めて一般的な赤外線放射温度計やサーマルイメージ機器は体温計として使用することはできません。また、体温を測定することはできません。
2. 赤外線放射温度計やサーマルイメージ機器はヒトを含めた物体の表面温度を測定します。ヒトの体表面温度を測定して表示することはできますが、通常の腋窩温などの体温と比べると低い数値を表示し、その温度差もヒトにより個人差があります。これは、体表面が常に外気と接しているために周囲温度や気流の影響を受けることと、皮膚表面の末梢血流量の個人差によるものと考えられます。

体温ではなく、ヒトの体表面温度を測定する目的で使用する場合は、前に示す1項および2項に示す内容をよく理解した上で、以下の事項に十分ご注意くださいようお願いいたします。

- (2.1) レーザーマーカールが出ない赤外線放射温度計をお使いいただくか、またはレーザーマーカールを発する赤外線放射温度計の場合はレーザーマーカールを非点灯(オフ)に設定してください。  
レーザーマーカールを非点灯に設定することのできない機器は使わないでください。
- (2.2) おでこ(前額部)など顔に向けて体表面温度を測定する場合は、レーザー光が目に入ると視覚障害を起こす危険性があるため、十分な注意が必要です。必ず、事前にレーザー光が発していないことを確認してください。ただし、この際に赤外線放射温度計のレーザー照射部を覗き込む等の行為は絶対に避けてください。ヒト以外の物体に向けて測定して、レーザーマーカールが出ていないことを確認してください。

どうぞご理解いただきますよう、よろしくお申し上げます。